

氏名(本籍)	谷口孝介(大阪府)
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	博乙第2102号
学位授与年月日	平成17年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第2項該当
審査研究科	人文社会科学研究科
学位論文題目	菅原道真の詩と学問

主査	筑波大学教授	博士(文学)	芳賀紀雄
副査	筑波大学教授		犬井善壽
副査	筑波大学教授		向嶋成美
副査	筑波大学教授	博士(文学)	松本肇
副査	筑波大学教授	文学博士	今井雅晴

論文の内容の要旨

本論文において著者は、菅原道真が、律令制国家における文人官僚だという性格を持つことを重視し、その作品を論ずる視点も、制作時の官職とのかかわりに顧慮したものでなくてはならないと主張する。道真の『菅家文草』は、全体に亘って作品の制作時の官職名が自注によって注記されており、そのことは、著者によれば、作者みずからがその作品の質を十分に自覚していたからにほかならないという。そうした読解の視点を持つことによって、道真の作品には、紀伝道の家学意識のもとで、歌詩作品を生きられた記録、いわば「史としての詩」という発想が一貫して認められることをも提言する。たしかに、道真の作品は制作された時と場との密接な関係性において詠作されており、きわめて具体的、現実的な表現となっている。この点を道真の作品論として明確に提示することは、従来の研究に再考を促す問題でもあるといえよう。

著者は、このような視点を用意し、研究史の反省のうえに立って、道真の作品の、政治状況と切り結んで生成する様相を解明するために、その作品が律令官僚としての文学であることに細心の注意を払う。と同時に、漢詩文の本源的な要素である形式的側面にも十分に目を配り、総じて道真の志向した生きられた記録としての歌詩作品、いわば「史としての詩」のあり方を明確にしようと試みている。

本論文の章節とその要旨は、以下の通りである。

序章第一節「本論文の目的と構成」には、上述の目的が明言されており、第二節「史としての詩－詩序の拓くもの－」においては、道真の作品の持つ基本的性格を見極めるために詩序に着目して、道真作品には「史としての詩」との発想が一貫していることを包括的に述べる。

第一章「道真文学の生成」の第一節「『菅家文草』『菅家後集』の詩体と脚韻」では、『菅家文草』『菅家後集』の歌詩作品の総体を詩形式の面から見渡し、全体的に七言律詩の宮廷詩に道真の特徴が検証されるとする。そのうえで、第二節「外交としての贈答詩」第三節「文学史のなかの渤海客使」の節を立て、彼の少壮官吏時代のもっとも重要な出来事であった渤海国使との贈答詩の検討を行い、そこにすでに紀伝道の領袖としての明確な自意識に裏打ちされた詩人としての意識が存することを論ずる。その反面、意に沿わぬかたち

で赴任した讃岐守時代の「客意」を詠う詩、散位の時期の「閑客」として「志」をのべた詩のなかにも、紀伝道の立場からの揚言が認められることを論じたのが、第四節「詩人の感興－菅原道真「讃州客中之詩」啓進の意図－」第五節「閑客の言志－菅原道真と「逍遙遊」－」である。さらに、道真の『莊子』の「逍遙遊」に対する理解は、平安朝前期の物語史のなかでも並行的に現れる問題であり、反俗的でありつつ現実の政治権力をも掌握するという理想的な生活態度としての「王者」の風雅の内実も実はこれであったことを、第六節「「逍遙遊」の文学史」において併せ論じている。

第二章「菅原道真と宇多天皇」では、まず第一節「君臣唱和の理想－寛平の治の始発－」において、宇多天皇の寛平の治における天皇の治政の輔翼としての立場から、道真の本領である「史としての詩」が制作され、取りまとめられて醍醐天皇に献上されるに至ることを論じる。宇多天皇と道真とのかかわりを概観したのちに、両者の関係が明確に見て取れる第二節「菅原道真と神仙思想－源能有五十賀屏風詩をめぐって－」の「源能有五十賀部屏風詩」、第三節「宇多天皇の風雅－雲林院子日行幸をめぐって－」の雲林院子日行幸の折の作品、第四節「朱雀院の道真」の退位後の朱雀院における九日後朝宴における作品について、それぞれ注解的研究に基づいて考察し、道真の「史としての詩」の具体的ありようを提示している。

第三章「道真文学の行くえ」の第一節「『菅家後集』の世界－『白氏文集』を対称軸として－」では、道真の考えた儒教による徳治政治の理想が、自身の太宰府への左遷によって潰えた後の、抛り所を喪失した道真の苦悩と模索とを、『菅家後集』の歌詩作品のあり方から探る。また、第二節「『菅家後集』の成立」第三節「『菅家後集』の発見」では『菅家後集』の特殊な成立の経緯と伝来とについて考察する一方、第四節「菅原道真の復権と北野天満宮」において、道真死後における天神としての神格化のなかにも、生前の紀伝道の領袖としての性格が反映していることを示して本章を結ぶ。

第四章「菅原道真と『三代実録』－紀伝道の成果－」では、紀伝道の領袖としての道真の真価が発揮されたものとして、彼が編纂にかかわった国史『日本三代実録』の表現の方法を論ずる。まず第一節「天安二年文徳天皇喪葬記事の「隠微」」第二節「貞観二年朔旦冬至における「経」と「術」と」において『日本三代実録』天安二年と貞観二年とのふたつの記事を取りあげ、そこに国史としての完成の度合いを測る。ついで第三節「史書における注釈の方法（一）－助字「先是」の機能－」第四節「史書における注釈の方法（二）－助字「所謂」の語性－」では『三代実録』に見られるふたつの注釈的表現形式を取りあげ、いずれも紀伝道の成熟した時期における成果の反映であることを明確にする。

終章では、序章の問題提起を受けて、道真の漢詩文作品は、家学である紀伝道の伝統を継受したものであり、その時その場の状況と真摯に切り結びつつ独自の文学方法を獲得したものであったと結論するに至る。

審 査 の 結 果 の 要 旨

本論文が菅原道真の作品について丹念な注釈を施しつつ解明したのは、まずは、その少壮官吏の時代に、紀伝道の家学意識のもとで、歌詩作品を生きられた記録として制作する意識がはやくも形成された点である。著者は、道真が三十代はじめにして式部少輔・文章博士という文人官僚にとっての顕官である二官を兼ね、父是善の後を継いで宮中における『後漢書』の進講を担当するなかで、歌詩作品が自己の足跡の記録として有用であることに自覚的になったものと捉える。すなわち、歌詩作品を記録として遺すことによって、自己の正当性を後世に伝えようとする史官としての態度が一貫しており、意に沿わぬ赴任であった讃岐守時代の「客意」詩や、帰京後の散位の時期における「閑客」の「言志」の詩においても、なお紀伝道の立場からの揚言が認められる点を鋭く指摘するなど、その論述はきわめて説得力に富む。

従ってその道真が、宇多天皇の寛平年間、天皇の治政の輔翼としての重責を担いつつ、みずからの志向する「史としての詩」の制作において、天皇の風雅を領導しつつその文華を後世に宣揚するという国家的側面

を持つに至ったという証明も十分に頷ける。逆に『菅家後集』所収の、大宰府への左遷後の作品は、道真の存在根拠であった紀伝道的立場からまったく離れてしまった地点からのものであり、大宰府での道真は、自己の基盤を手探りで模索していることを論じ、全体の考察に抜かりはない。さらには、その『菅家後集』の成立と発見についても論及し、漢詩文集の文献学的な考証もまた優れている。

かたや著者は、詩作においても史官としての態度を保つ道真の、学者としての本領を発揮した『日本三代実録』の撰修について、成熟した紀伝道の成果が認められることを明らかにしている。『日本三代実録』の記事内容と表現形式とのふたつの側面から、この国史がいかに完成されたものであるかを証明しており、『日本三代実録』が、一般には事実を羅列的、客観的に並列したのみであるとの従来の評に再考を迫る論述は革新的である。しかも、「史」の集積体として編まれた『菅家文草』が、同時代史である『日本三代実録』を「受肉化」する補注として構成されているとの捉え方は、紀伝道を体現した道真の論として画期を成すといえよう。

ただし、著者にあっては、『菅家文草』所収の賦からはじまる文、なかでも序・奏状・願文などの注釈が十全ではなく、また著者もいうように、道真の作品のさらなる分析を通じて『日本三代実録』を総合的に研究する必要があり、その注解は、なお今後の課題として残る。

とはいえ、本論文が、日本古代漢文学の研究を大きく前進させ、当代にかかわる日本史学の研究にも多大な影響を及ぼすことは確実に高く評価される。

よって、著者は博士（文学）の学位を受けるに十分な資格を有するものと認める。